

須恵町立須恵第一小学校いじめ防止基本方針

〇はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「国のいじめ防止対策推進法」「福岡県いじめ防止基本法」をもとに「須恵第一小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(2) いじめ防止に係る基本理念

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要な問題であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えていじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰

属の構造上の問題（例えば無秩序制や閉塞性・体育会的な絶対支配制）、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることも必要である。

2 須恵第一小学校におけるいじめ防止法等の対策のための組織

（１）組織の名称

拡大いじめ・不登校対策委員会

（２）構成員

学校長、教頭、主幹、生徒指導担当、養護教諭、人権福祉教育担当、ＳＣ、ＳＳＷ
当該児童関係教職員

（３）組織の役割

- ・いじめに関する情報収集及び共有（早期発見・対応のための無記名アンケート）
- ・いじめの事実確認・対策案の作成
- ・当該児童への指導及び保護者への対応
- ・学級・学年への指導体制の強化、支援
- ・関係機関との連携、協力要請、警察への通報

3 いじめ防止に係る具体的な取組

（１）いじめの未然防止～いじめを生まない土壌づくり～

・人権教育、道徳教育、特別活動、いきいきタイムを推進し、日頃からいじめを許さない学級集団づくりに努める。

・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。

- ・全教育活動を通じて、児童の社会力やコミュニケーション能力を育成する。
- ・保護者・地域との連携を図る。

（２）いじめの早期発見

・毎月のいじめアンケートを実施し、被害児童と加害児童への聞き取りや指導を行うとともに、管理職から該当担任への聞き取りも行う。

- ・いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・６・１１・２月に教育相談週間を設け、個別の聞き取りを行う。
- ・保健室前に相談ポストを設置し、毎日養護教諭がポスト内を確認する。
- ・日記指導、朝の会、帰りの会、いきいきタイムを通じていじめの兆候を見抜く。
- ・いじめ早期発見のための家庭用チェックリストを配付し、情報収集に努める。
- ・６・１２月に I-check を行い、情報収集に努める。

（３）いじめに対する措置

・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員が拡大いじめ・不登校対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話
聞けるような体制をとる。

- ・いじめられた児童・知らせた児童の安全を確保する。
- ・拡大いじめ・不登校対策委員会を通じ、学校全体で情報共有を図り、必要な組織

体制をとり、指導にあたる。

- ・当該保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話合いの場を設けるなどして、事態の収拾に努める。

- ・須恵町教育委員会に報告し、必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。
- ・指導メモ等を活用し、発生事案等についての引き継ぎを行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止対策推進法第28条では、上記の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に速やかに対処し、事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

※1 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

※2 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長及び拡大いじめ・不登校対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

※3 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の発生時の対応

直ちに、須恵町教育委員会を通じて、福岡教育事務所へ事態発生について報告する。

その後、須恵町教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査・措置を行う。

5 保護者・地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものと

され、いじめ防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や町教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの各種委員会や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校等の通信を通じて協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通じて保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を図る。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみ防止対策を効果的に推進する。
- ・学童保育との連絡会を定期的開催し、児童の様子についての情報交換を行い、いじめ等の情報を得た際には、生徒指導委員会において対応を検討し、学童と連携をして早期対応を図る。(R3.2.4 追加)

6 年間推進計画

実施月	推進内容	
	実態把握	指 導
4 月	○いじめアンケート・観察・学童保育との連絡会	生徒指導委員会での情報交流・共有□
5 月		
6 月	◆I-check	■教育相談週間①
7 月		
8 月		○指導メモ記入
9 月		
10 月		
11 月		■教育相談週間②
12 月	◆I-check	
1 月		
2 月		■教育相談週間③
3 月		○指導メモ記入（引き継ぎ）